

不動産に関すること

- 不動産をお持ちの方

不動産登記の住所変更

不動産を管轄する法務局

※ 豊平区所在の不動産の場合
札幌法務局南出張所
 豊平区平岸 1-22・Tel 824-7411

その他のこと

- 市営霊園の使用権をお持ちの方

住所変更届

札幌市保健福祉局 施設管理課

中央区北 2 西 1・Tel 211-3525

- 電気・ガス・電話のこと

住所変更

ご加入の事業者にご確認ください。

- 水道のこと

住所変更

水道局電話受付センター

Tel 211-7770

- 郵便物のこと

住所変更

豊平郵便局 豊平区美園 3-6
 ナビダイヤル 0570-009-948 3番
 ※ 1階戸籍住民課備え付けの専用用紙(日本郵便宛て)に住所変更の旨を記載し送付。

豊平区から他区へ引っ越したときは、新しい住所地の区役所で手続きしてください。

中央区役所 [http://www.city.sapporo.jp/chuo/]	中央区大通西 2-9 ※	TEL231-2400 FAX231-6539
北区役所 [http://www.city.sapporo.jp/kitaku/]	北区北 24 西 6	TEL757-2400 FAX757-2401
東区役所 [http://www.city.sapporo.jp/higashi/]	東区北 11 東 7	TEL741-2400 FAX742-4762
白石区役所 [http://www.city.sapporo.jp/shiroishi/]	白石区南郷通 1 南	TEL861-2400 FAX860-5236
厚別区役所 [http://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/]	厚別区厚別中央 1-5	TEL895-2400 FAX895-2403
清田区役所 [http://www.city.sapporo.jp/kiyota/]	清田区平岡 1-1	TEL889-2400 FAX889-2402
南区役所 [http://www.city.sapporo.jp/minami/]	南区真駒内町 2	TEL582-2400 FAX582-0144
西区役所 [http://www.city.sapporo.jp/nishi/]	西区琴似 2-7	TEL641-2400 FAX641-2405
手稲区役所 [http://www.city.sapporo.jp/teine/]	手稲区前田 1-11	TEL681-2400 FAX681-6639

※ 中央区役所は現在仮庁舎に移転しています。

(電話は代表、ファクスは広聴係)

区内で引っ越したときの手続き 他区から引っ越してきたときの手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
 このほかに手続きが必要な場合もあります。

豊平区役所 (豊平区平岸 6-10)
 TEL 822-2400 FAX 813-3603
 HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

住所変更の手続き

- 住民票の転入・転居届

(マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は一緒に提出してください。)

- 印鑑登録の住所変更も自動的に行われます。
- 住み始めた日から 14 日以内に手続きしてください(前住所に転出届の提出は不要)。
- 新住所の住民票・印鑑証明は通常、翌開庁日からお出しできます。
- 転入・転居届は郵送・電話での受付はできません。
- 手続きに必要なものは、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)、委任状(代理人が手続きする場合)です。
- 小・中学校等のお子さんがある方には、転入・転居届の際に窓口で「転入学通知書(入校票)」をお渡ししますので、在籍していた学校の在学証明等とともに転校先の学校へ提出してください。引き続き現在の学校への通学を希望する場合など、詳しくは札幌市教育委員会学びの支援担当課(Tel 211-3821)へ。

1階②～⑧番

※ロビー中央で整理券をお取り下さい
 戸籍住民課 住民記録係

※ 町内会のことについてお知りになりたい方は地域振興課(区民センター 1階・Tel 822-2427)へ。

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉

マイナンバーカード・住民基本台帳カードのこと

(転入・転居届と別の日にカードをお持ちになった場合)

- マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方

カードの記載事項変更

1階②～⑧番(注1)

※ロビー中央で整理券をお取り下さい
 戸籍住民課 住民記録係

※ 住所変更により署名用電子証明書は失効します。引き続きご利用の方は再度証明登録手続きが必要です。

注1 マイナンバーカードをお持ちの方で上記「住所変更の手続き」がお済みの方は、札幌市マイナンバーカードセンター(中央区北 3 西 3・Tel 600-2323)にてお手続きすることも可能です。

国民健康保険のこと

※ 社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へ。

※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。

- 国民健康保険に加入している方

住所変更届

1階⑫⑬番

保険年金課 保険係

介護保険・後期高齢者医療のこと

- 介護保険被保険者証をお持ちの方

住所変更届

1階⑫⑬番

保険年金課 保険係

※ 後期高齢者医療被保険者証は、住民票の転入・転居届により、自動的に新住所へ送付します。

国民年金のこと

- ※ 厚生年金や共済年金に加入している方は、勤務先へ。
- ※ 国民年金の第3号保険者の方は、配偶者の勤務先へ。

- 年金を受給している方

住所変更が必要な場合があります。

1階15番

保険年金課 年金係

- ※ 共済年金を受給している方は、共済組合へ。

子どものいる方

- 子ども医療費助成を受けている方
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方
- ひとり親家庭等医療費助成を受けている方

住所変更届

3階3番

保健福祉課 福祉助成係

- ※ 児童手当は手続き不要です。ただし、受給者と児童が別居した場合には手続きが必要です。

- 保育所に入所している子どものいる方

氏名・住所変更届
配偶者の勤務状況等の届出

3階6番

健康・子ども課 子ども家庭福祉係

高齢者福祉・障がい者福祉に関すること

- 重度心身障がい者医療費助成を受けている方
- 心身障害者扶養共済制度に加入している方
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
- 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当を受給している方
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方（更生医療・精神通院医療）
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方（育成医療）
- 外国人高齢者福祉手当を受給している方

住所変更届

3階3番

保健福祉課 福祉助成係

住所変更届

3階1番

保健福祉課 相談担当

住所変更届

3階8番

健康・子ども課 健やか推進係

住所変更届

3階4番

保健福祉課 地域福祉係

- 外国人障害者福祉手当を受給している方

住所変更届

3階1番

保健福祉課 相談担当

特定医療に関すること

- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

住所変更届

3階7番

健康・子ども課 保健予防係

住所変更届

3階8番

健康・子ども課 健やか推進係

飼い犬のこと

- 犬を飼っている方

登録事項変更届

3階10番

健康・子ども課 生活衛生係

- ※ 動物愛護管理センター（Tel 736-6134）にてお電話でお手続きすることも可能です。

区役所以外での手続き

自動車やバイクに関すること

- 運転免許をお持ちの方
- 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車をお持ちの方
- 125cc超～250ccのバイクをお持ちの方
- 250cc超のバイク自動車をお持ちの方
- 普通自動車をお持ちの方
- 軽自動車をお持ちの方

運転免許証の記載事項変更届

豊平警察署

豊平区豊平 7-13・Tel 813-0110
または市内各警察署・札幌運転免許試験場（手稲区曙 5-4）

札幌市の標識交付証明書の住所変更

中央市税事務所 諸税課

中央区北 2 東 4・Tel 211-3076

軽自動車届出済証の住所変更

札幌運輸支局

東区北 28 東 1・Tel 050-5540-2001

車検証の住所変更

自動車税種別割納税義務者の住所変更

札幌道税事務所自動車税部

北区北 22 西 2・Tel 746-1190

車検証の住所変更

軽自動車検査協会 札幌主管事務所

北区新川 5-20・Tel 050-3816-1763

自動車保管場所届出

保管場所を管轄する警察署

- ※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク、軽自動車の納税通知書の送付先は新しい住所に変更されます。